

成田市地域防災計画 概要版



成田市

目 次

はじめに	1
1 地域防災計画とは	2
1-1 地域防災計画の策定	2
1-2 地域防災計画の目的	2
1-3 地域防災計画の構成	2
2 本計画の対象となる災害	3
2-1 地震災害	3
2-2 水害	4
2-3 土砂災害	5
2-4 大規模事故	5
3 日頃からの備え	6
3-1 防災の心得	6
3-2 自助（自分の命は、自分で守る）	7
3-3 共助（自分たちのまちは、自分たちで守る）	12
3-4 公助（防災関係機関の取組）	14
4 地震のときは	16
4-1 地震発生時の行動	16
4-2 避難者のとるべき避難行動	17
4-3 避難時の心得	19
4-4 避難生活	20
4-5 食料・飲料水・生活必需品の供給	22
4-6 生活支援	22
4-7 帰宅困難者対策	24
5 大雨や台風の場合は	25
5-1 防災気象情報	25
5-2 避難者のとるべき避難行動	26
5-3 避難時の心得	27
6 大規模な事故が発生したら	28
7 参考資料	29

はじめに

災害から一人でも多くの命を守るためには、行政機関などによる救助活動や支援物資の提供などの「公助」の推進はもとより、「自分の命は、自分で守る」という「自助」や、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という「共助」の考え方が重要となります。

これまでの災害においても、自助・共助の取組によって多くの方々の命が救われており、こうした教訓を踏まえて、市民の皆様にご地域防災計画に関する理解を深めていただくため、「成田市地域防災計画 概要版」を作成しました。

災害はいつ起こるかわかりません。

そのために、日頃から、自助・共助・公助が一体となった防災活動に取り組むことがとても重要です。

多くの市民の皆様にご、本書を読んでいただき、防災に関心を持っていただくとともに、今後の市域の防災力の向上に役立てていただくことを期待しております。



成田市観光キャラクター
うなりくん
© 成田市2009

1 地域防災計画とは

1-1 地域防災計画の策定

- 成田市地域防災計画（以下、「本計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定により、成田市防災会議が策定する計画で、市域における防災対策の基本方針を示すものです。また、市域に係る災害対策を実施する際の、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の機関等の処理すべき事務又は業務の大綱を定めるほか、住民や事業所等の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本を定めています。

成田市防災会議委員

■成田市防災会議委員（会長 成田市長）

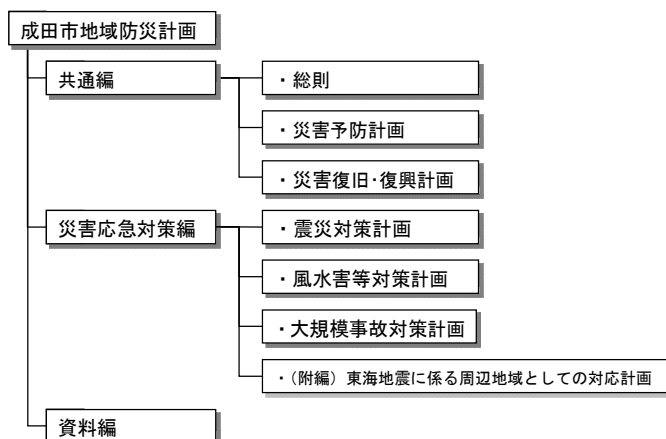
成田市、農林水産省、国土交通省、銚子地方気象台、千葉県、警察、消防、東日本電信電話、東京電力パワーグリッド、東京ガスネットワーク、東日本旅客鉄道、京成電鉄、東日本高速道路、成田国際空港、成田赤十字病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本航空、全日本空輸、成田市婦人防火指導員協議会

1-2 地域防災計画の目的

- 成田市、防災関係機関及び市民が総力を結集し、平常時からの災害に対する備えと、災害時の適切な防災活動を定め、これにより、市域及び市域に存する人々の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としています。

1-3 地域防災計画の構成

- 本計画は3編（共通編・災害応急対策編・資料編）で構成されています。



[共通編]

予防、復旧・復興の各段階の市と防災関係機関が行う計画などを定めています。

[災害応急対策編]

災害時に必要となる、災害の種類ごとの応急対策を定めています。

[資料編]

関連する協定などの資料や様式をとりまとめています。

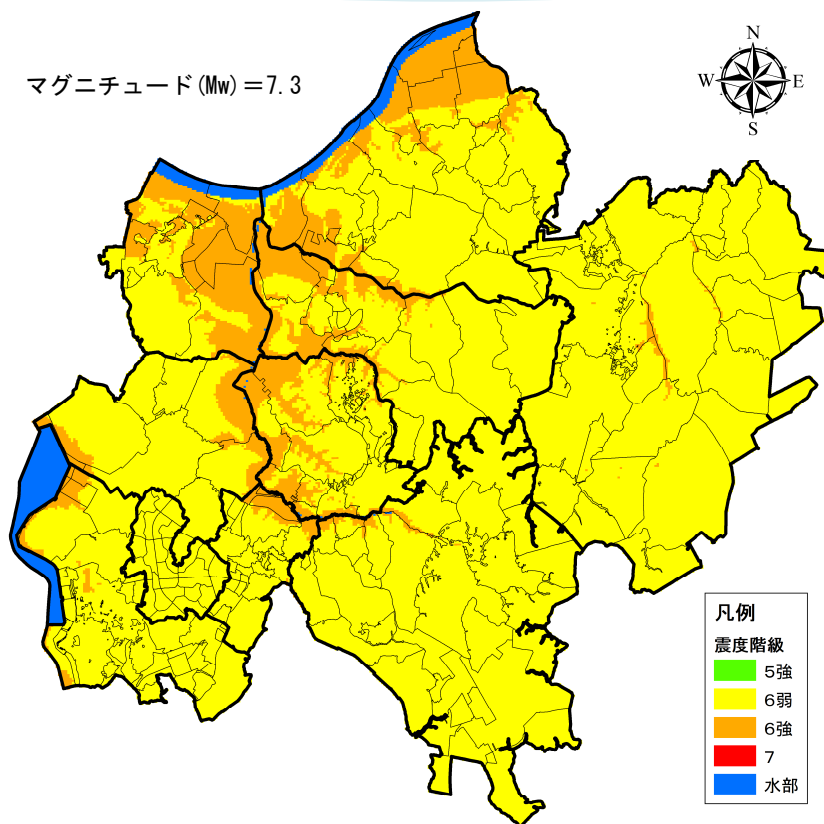
2

本計画の対象となる災害

2-1 地震災害

- 防災アセスメント調査の結果に基づき、本市に大きな影響を及ぼすと考えられる地震を「成田空港直下地震」として選定しました。
- 「成田空港直下地震」では、市域の震度は6弱から6強と予測され、震度6強の範囲は、利根川や根木名川の河川沿いの低地、印旛沼付近の広い範囲に及びます。

成田空港直下地震 震度階級図



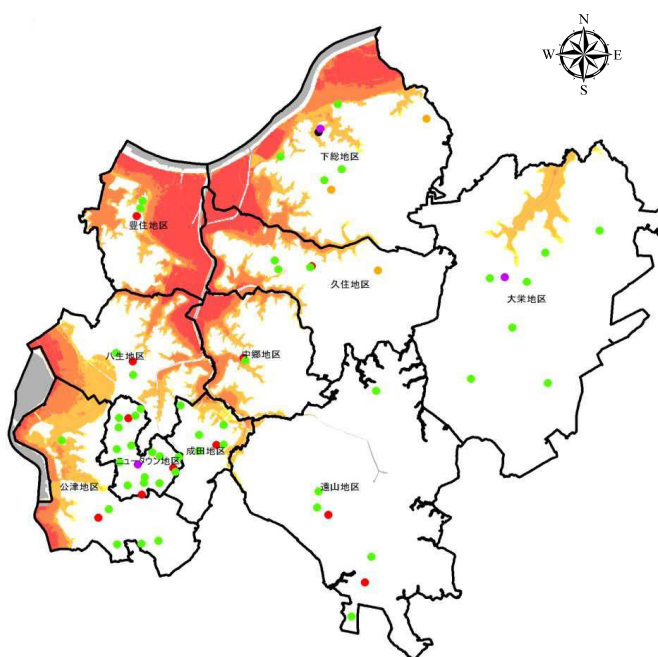
震度と揺れの状況

<p>6弱</p> <p>耐震性が高い</p> <p>耐震性が低い</p>	<p>【震度6弱】</p> <ul style="list-style-type: none">● 立っていることが困難になる。● 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。● 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。● 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	<p>6強</p> <p>耐震性が高い</p> <p>耐震性が低い</p>	<p>【震度6強】</p> <ul style="list-style-type: none">● はわないと動くことができない。飛ばされることもある。● 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。● 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
--	---	--	--

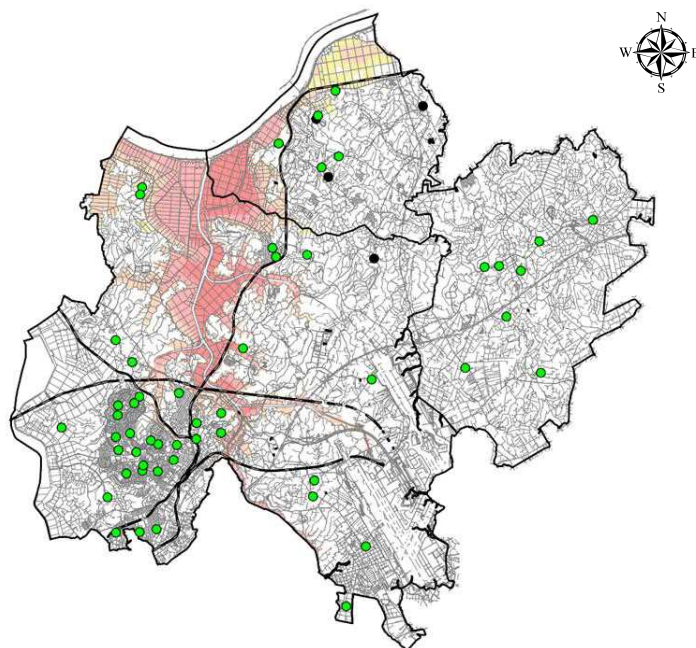
2-2 水害

- 市域には、一級河川の利根川、根木名川をはじめ、多くの河川が流れており、流域の一部は、国や県により浸水想定区域に指定されています。
- 市内を通る河川の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）によると、おおむね1000年に一度の大雨が降った場合、利根川や根木名川などの河川沿いの低地で浸水深5.0m以上の浸水が発生すると想定されています。

利根川洪水浸水想定区域図
（想定最大規模）



根木名川洪水浸水想定区域図
（想定最大規模）



上図洪水浸水想定区域図の見方



利根川洪水浸水想定区域凡例	
●	指定緊急避難場所・指定避難所
○	自主避難所
●	指定緊急避難場所・指定避難所
●	指定緊急避難場所
○	自主避難所
浸水深	
■	0.5m未満の区域
■	0.5～3.0m未満の区域
■	3.0～5.0m未満の区域
■	5.0～10.0m未満の区域
■	10.0～20.0m未満の区域

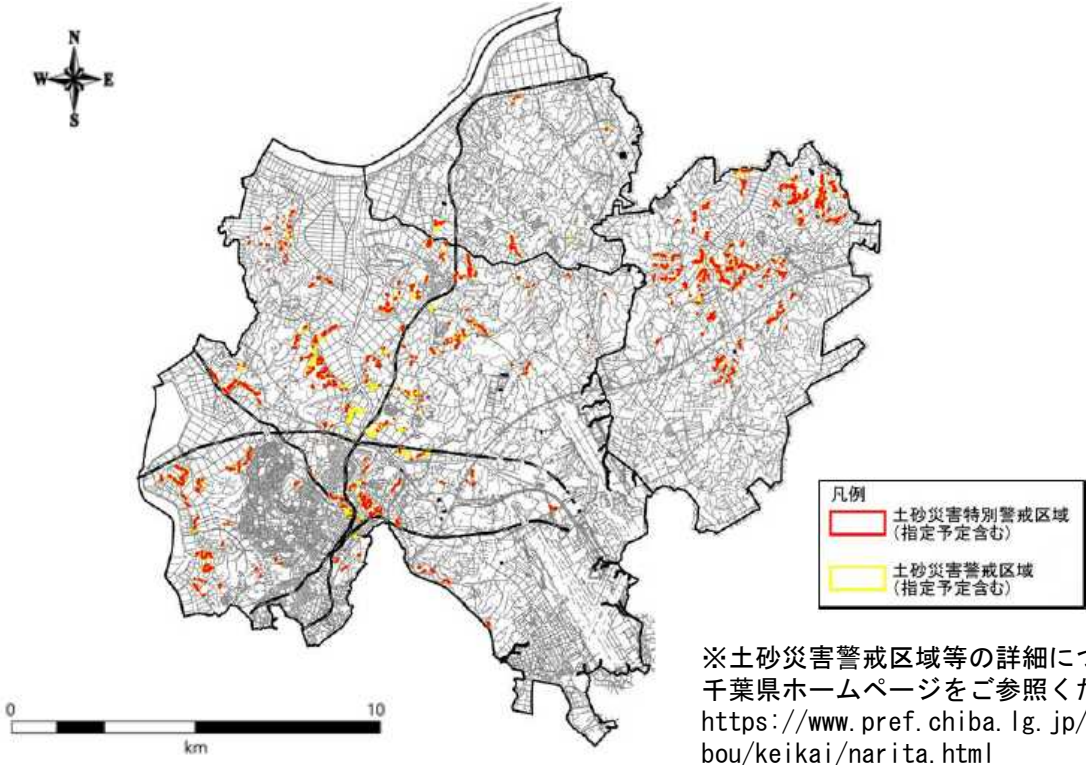
根木名川洪水浸水想定区域凡例	
●	指定緊急避難場所・指定避難所
●	指定緊急避難場所
浸水した場合に想定される水深(ランク別)	
■	20.0m以上の区域
■	10.0m～20.0m未満の区域
■	5.0m～10.0m未満の区域
■	3.0m～5.0m未満の区域
■	0.5m～3.0m未満の区域
■	0.5m未満の区域

※自主避難所は令和元年度をもって廃止

2-3 土砂災害

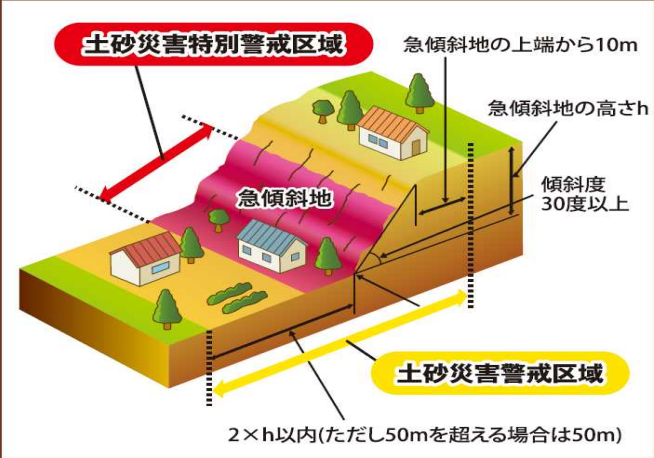
- 土砂災害から生命を守る目的で施行された土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれがある区域について、千葉県が調査を行い、「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」の指定・公表を行っています。

土砂災害警戒区域等



※土砂災害警戒区域等の詳細については、千葉県ホームページをご参照ください。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/keikai/narita.html>

土砂災害警戒区域等について



【土砂災害警戒区域】
 住民等の生命または身体に危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

【土砂災害特別警戒区域】
 建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制などが行われます。

2-4 大規模事故

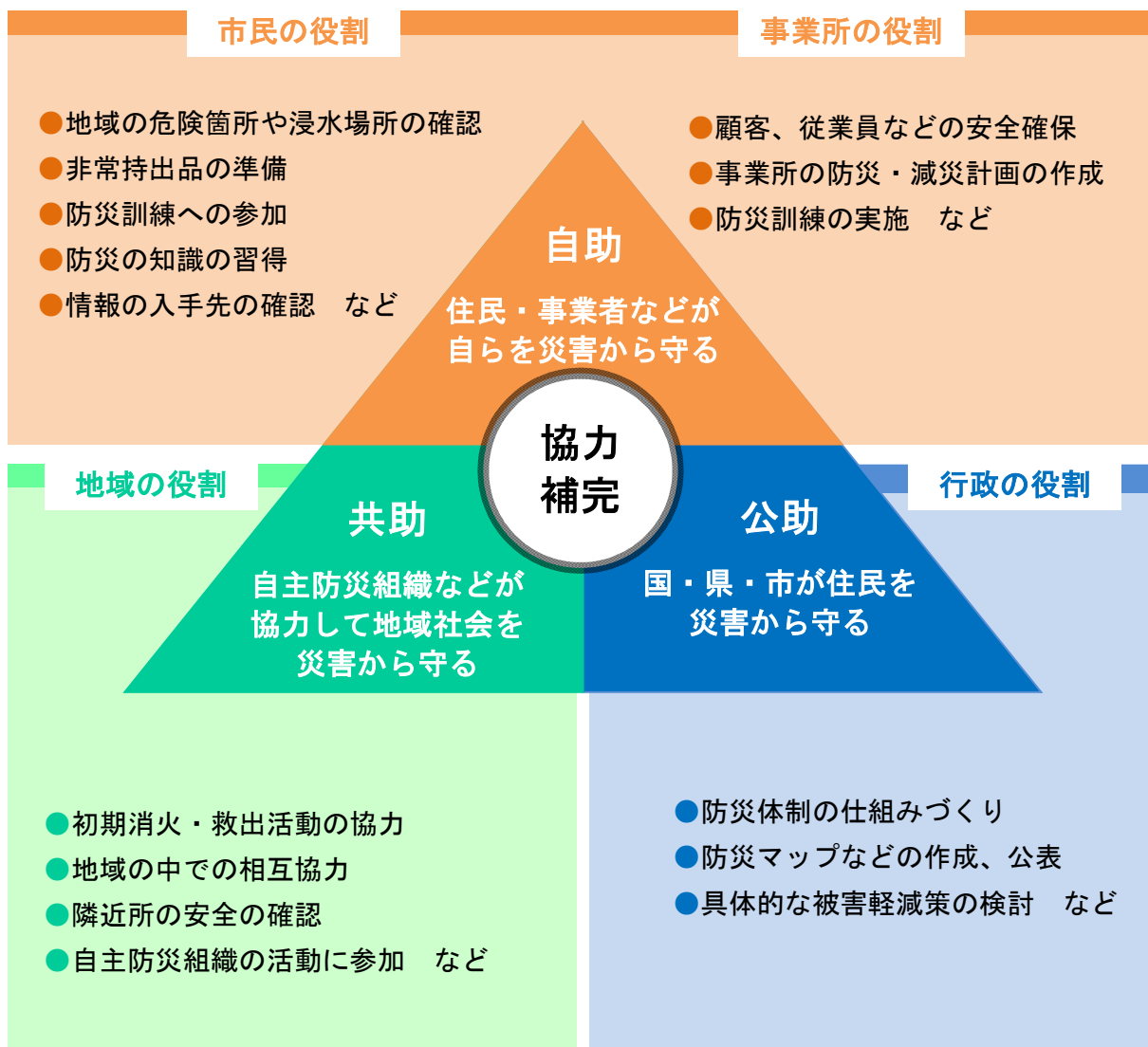
- 本計画では、航空機事故、大規模火災、林野火災、危険物等事故、鉄道事故、道路事故、放射性物質事故、大規模停電事故に対応した計画としています。

3

日頃からの備え

3-1 防災の心得

- 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する『減災』の考え方を防災対策の基本理念とします。
- 『減災』の視点を取り入れた災害に強いまちづくりを推進するため、①庁内体制の強化、②各地区の防災活動の促進、③避難所の適切な選定と運営、④情報発信の強化・推進を重点的に取り組みます。
- 「自分の命は、自分で守る」の自助と、「自分たちのまちは、自分たちで守る」の共助と、「市・県・警察・自衛隊などの防災関係機関の取組」の公助が一体となって、皆様で災害から命を守りましょう。



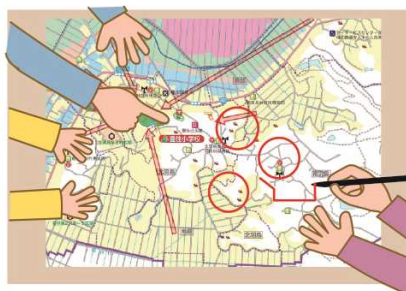
3-2 自助（自分の命は、自分で守る）

■地域の危険箇所や浸水する場所などについて知る

①防災マップなどから、自宅や学校、通勤先などの位置を確認しましょう。



②浸水する場所や土砂災害のおそれがある範囲を確認しましょう。



③自宅付近の避難所を確認しましょう。



④実際に避難所まで歩いてみて安全を確認しましょう。



■非常持出品の準備を行う

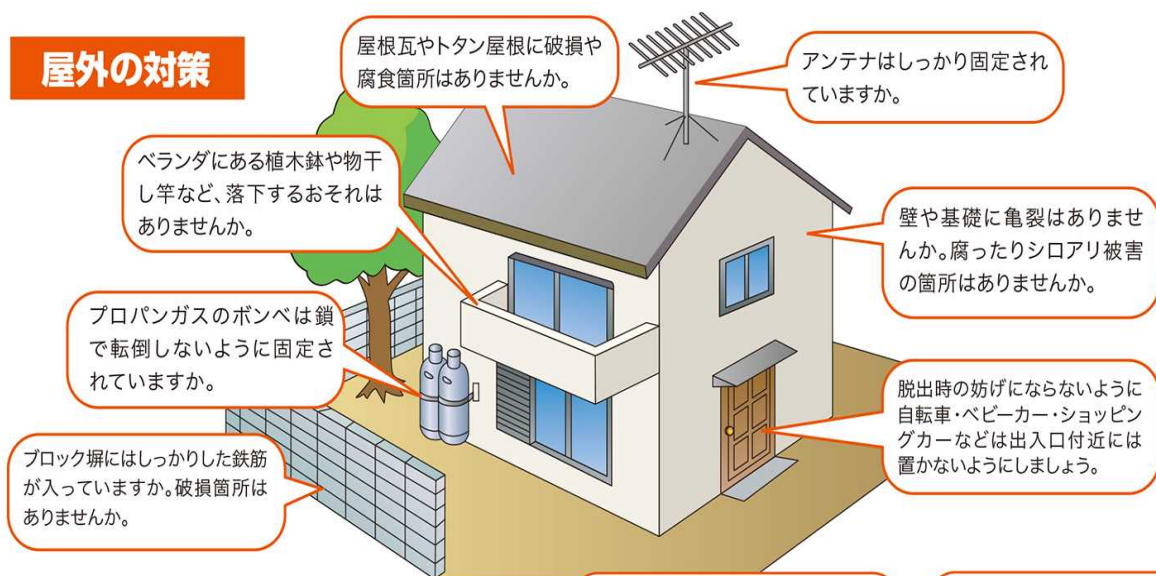
- 日頃から、非常持出品の準備と最低3日以上（可能であれば1週間分）の食料、飲料水、家族構成を考慮した生活必需品などを備蓄しておきましょう。
- 非常持出品は、両手が自由になるリュックサックの中に用意しておくとう便利です。
- 医療用品やおむつなど、ご家庭にあった非常持出品を確認しましょう。



■地震に備える

- わたしたちができる最も手軽で有効な地震対策は、家具の転倒・落下を防ぐ対策と、家の周囲のブロック塀などの安全対策です。今のうちに、次に示す屋外・屋内の対策を進めておきましょう。
- 大規模な地震が起きた時、現行の耐震基準を満たさない建物は倒壊などのおそれがあります。昭和56年5月以前に建築した建物は耐震性を確認し、必要に応じて改修を検討しましょう。

屋外の対策



屋内の対策



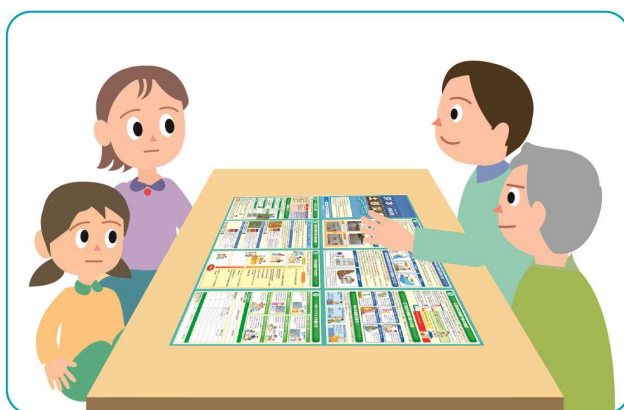
■防災訓練に参加する

- 市、警察などと連携して人命の救助・救出、消火活動、避難誘導などの応急活動を実施します。
- これらの活動を迅速かつ円滑に進めるために、総合防災訓練や自主防災組織などが実施する地域の訓練に積極的に参加して、地域の応急活動に備えましょう。



■家族を守る

- 災害時には、家族があわてずに行動できるよう、日頃からわが家の避難所、勤務先や学校にいるときの避難所、家族が集合できる場所などを決めておきましょう。
- 玄関の張り紙や伝言ダイヤルなどを使い、安否の情報を伝えるように話し合いましょ。



■防災の知識を身につける

- 地域で防災について話し合う会を開き、地域特有の災害や災害時に危険な箇所などについて確認しましょう。
- また、過去の災害の発生状況や履歴などについて調べてみましょう。



■情報の入手先を知る

- 災害時又は災害が発生するおそれがある場合、市・県・国などから避難の情報や水位の情報、土砂災害の情報、気象の情報が提供されます。
- 日頃からどの情報がどういう経路・方法で伝達されるかを確認し、ご自身で積極的に情報を入手しましょう。

■スマートフォンや携帯電話、ホームページなどによる防災情報の入手

メール

なりたメール配信サービス(要登録)

生活に密着した緊急性の高い内容などをメール機能を利用し、配信しています。登録は無料ですので、是非ご活用ください。

防 災 情 報 各種警報、竜巻注意情報、震度3以上の地震情報

大気に関する情報 光化学スモッグ、PM2.5等

消 防 情 報 火災発生案内等

防 犯 ・ 安 全 情 報 振込め詐欺、行方不明、不審者情報等

防災行政無線情報 放送内容のお知らせ

登録方法 1

右のQRコードを読み取り、サイトに接続後、手順に従って登録をしてください。

スマートフォンの場合



フィーチャーフォン(ガラケー)の場合



登録方法 2

下記メールアドレスに空メールを送り、返信されたメールに記載されている手順に従って登録をしてください。

t-narita@sg-p.jp

緊急速報メール(登録不要)

生命に直結する緊急性が高い災害情報や避難情報などをメールでお知らせします。

電 話

防災テレホンサービス

『防災行政無線を聞き逃したとき』や、『どこで火災がおこったか知りたいとき』は、各情報を電話で確認することができます。

防災無線 0120-383898

火 災

0476-24-3838

インター ネット

成田市ホームページ <https://www.city.narita.chiba.jp>

成田市ツイッター https://twitter.com/bousai_narita

成田市フェイスブック <https://ja-jp.facebook.com/naritacity.koho>

成田市LINE

右のQRコードを読みとるか、LINEの「友だち追加」からID検索してください。 ID: @narita_city



防災情報を配信します。

なりた地図情報 <https://www2.wagmap.jp/narita/Portal>

市の浸水に関する情報や土砂災害に関する情報、避難に関する情報などを公開しています。



千葉県

ちば減災プロジェクト http://weathernews.jp/gensai_chiba/

県内で観測された情報や気象災害時の被害情報などを共有します。

災害用伝言ダイヤル・災害用伝言サービスの利用

- 災害時に被災地の方と連絡・安否確認する際には、「災害用伝言ダイヤル 171」を使いましょう。
- 震度6弱以上の地震などの大きな災害が発生したときに、携帯電話・スマートフォンを利用してご自身の安否情報を登録、家族や友人の安否情報を確認することができます。

災害時の声の伝言板「災害用伝言ダイヤル171」



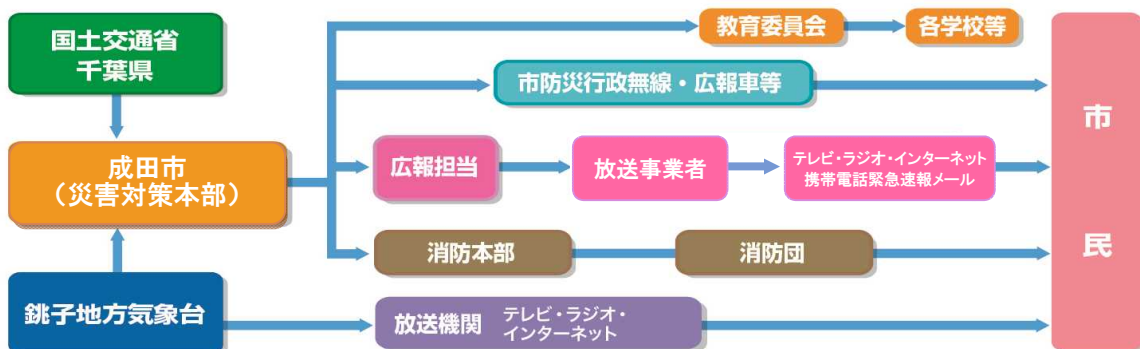
災害時の文字の伝言板「災害用伝言板」

携帯電話を利用して安否情報を登録でき、家族や知人の安否確認を携帯電話やパソコンから確認できます。



防災情報の伝達方法

- 災害時の情報は様々な方法によって伝達されます。防災行政無線や広報車によって行われる放送のほか、テレビ・ラジオ・インターネットなどを通じて、ご自身でも積極的に情報を入手するように心がけてください。



3-3 共 助（自分たちのまちは、自分たちで守る）

■ 自主防災組織の活動に参加する

- 自主防災組織とは地域の方々が協力・連携し、災害から「自分たちのまちは、自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のことです。
- 日頃から災害に備えた様々な取組を実践するとともに、災害時には被害を最小化するための活動を行います。

平常時の活動

平常時には、防災訓練の実施や防災知識の普及啓発などの活動を通じて、災害に備えます。

自力で避難や
移動が困難な方
などの確認

防災訓練の
実施

地域の防災施設・
避難所の確認

防災知識の
普及啓発



地域の
安全点検

災害時の活動

災害時には、初期消火や救出活動、避難の誘導をいち早く行います。また、避難所の運営などの活動を行います。

初期消火

救出活動

情報の
伝達

避難所の
運営

避難の
誘導



■自主防災組織の結成・助成

●区・自治会・町内会等を単位とした自主防災組織の結成を進めています。自主防災組織のための助成制度もあります。

●結成したいときは・・・

結成のための事前打合せをしましょう。

- ・自主防災組織をより身近なコミュニティ活動の一環として位置づけ、無理のない組織を全員で検討してください。
- ・原則として区・自治会・町内会等を単位とします。これは、日常生活をおくる地域の中で一つの体制を有することのできる組織単位ですので、組織を構成する一人ひとりが協力して、自分たちを守るという連帯感がわく程度の規模が適当です。
- ・区・町内会・自治会等の活動の一部に含めて設けることが適当です。すでに、組や班が設けられている場合は、その組織を生かし防災部分の強化を図ることで、自主防災組織の体制づくり、運営ができるでしょう。

※事前打ち合わせには、必要に応じて危機管理課よりお伺いします。

●結成が決まったら・・・

自主防災組織結成届に下記の書類を添えて危機管理課に届出てください。

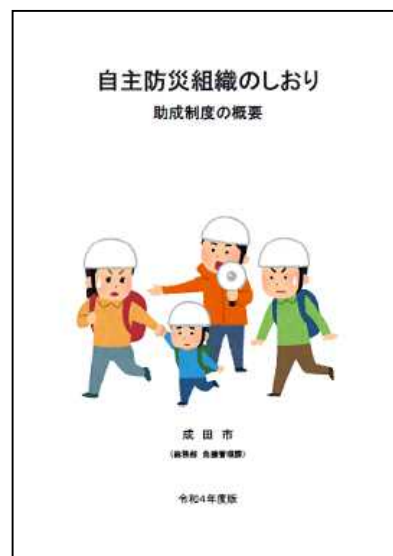
- ・自主防災組織規約
- ・自主防災組織防災計画書
- ・自主防災組織の区域及び避難経路を示した地図

●助成制度を活用しましょう

3種類の助成制度があります。対象となるかどうか、また、手続きの詳細については危機管理課にお問合せください。

- ・防災用資器材の支給
- ・防災用倉庫設置費助成
- ・活動費助成

自主防災組織のしおり



防災用資器材の例



※必ず事前申請が必要です。まずは危機管理課（0476-20-1523）にお電話ください。

3-4 公 助（防災関係機関の取組）

■防災体制の仕組みをつくる

●市民の生命・身体・財産を保護することは市政の最も重要な責務の一つであることから、様々な形態の災害への対応について、次のとおり、防災体制の強化に向けて必要な施策を講じていきます。

- ・災害対応を定めた地域防災計画の作成
- ・総合防災訓練の実施
- ・指定避難所などの指定、整備
- ・自主防災組織の機能強化の支援
- ・避難に関する情報の発信
- ・被災者の支援（「罹災証明書」「罹災届出証明書」の発行）
- ・避難行動要支援者への支援 など

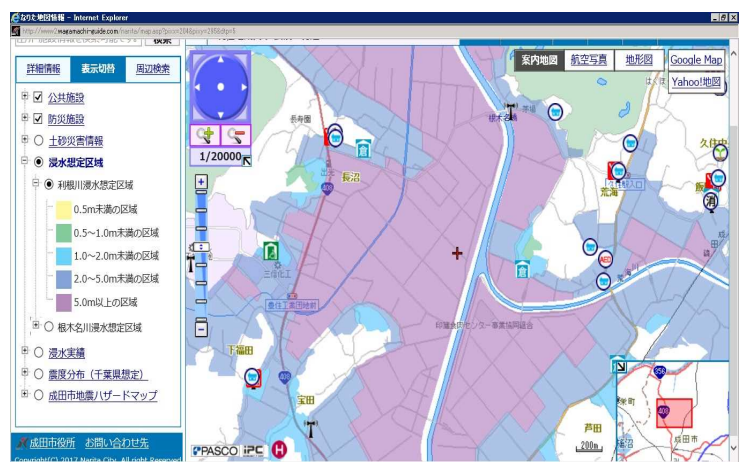
■防災マップなどを作成し、公表する

- 近年の集中豪雨による浸水や土砂災害などを踏まえ、危険箇所や避難所などを改めて周知することにより、災害に対する危険性を再認識していただくことを目的として、「成田市防災マップ」を作成し、公表しています。
- 避難所や土砂災害危険箇所などの情報のほか、市民の皆様役に役立つ情報・機能を地図情報システム（なりた地図情報）で提供しています。

成田市防災マップ



なりた地図情報



- 成田市防災マップ
<https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/>
- なりた地図情報
<http://www2.wagamachi-guide.com/narita/>

■避難行動要支援者への支援

- 高齢の方、障がいをお持ちの方などのうち、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、平常時から様々な取組を進めて地域で支え合う支援体制を整えることが重要です。
- 次に示すとおり、避難行動要支援者を対象とする「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

避難行動要支援者名簿

①登録対象となる方

災害時に何らかの支援を必要とする方で、次の要件に該当する方です。ただし、施設や病院に入所、入院されている方（一時的な入所、入院を除く）は対象になりません。

- ・療育手帳①、①の1、①の2、Aの1、Aの2の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・身体障害者手帳1、2、3級の方（内部障がい3級の方を除く）
- ・介護保険の認定を受けている方
- ・65歳以上の独居の方
- ・上記の他、特に災害時の支援が必要と認める方

②名簿の提供先

名簿の情報提供に関して本人の同意が得られた場合は、災害の発生に備えてあらかじめ区・自治会、自主防災組織、民生委員、成田市消防本部、成田市消防団、成田警察署及び地域包括支援センター（これらを「避難支援等関係者」といいます。）に提供します。ただし、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に対し、避難支援等に必要な限度で名簿を提供します。

- 防災関係機関と連携・協力し、災害時における安否確認や避難誘導、避難所や自宅残留時の生活支援が適切に行えるよう、避難行動要支援者名簿等を活用して避難行動要支援者の支援体制を整備していきます。



4 地震のときは

- 自分や家族の安全を守るためには、地震が発生してもあわてず行動できるかが重要です。家族でしっかり確認してください。

4-1 地震発生時の行動

- いざという時にあわてないように地震発生から数時間後の標準的な行動パターンを示しています。

地震発生

■あわてない・身を守る

- まずは落ち着いて行動してください。
- 机などの下に入ったたり、窓や家具から離れるなど身を守ってください。座布団などで頭を守ってください。



1～5分後(身の安全を確保)

■火を消す

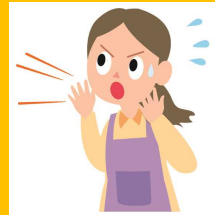
- 揺れが収まってから落ち着いて火の始末をしましょう。

■避難用出口の確保

- 建物がゆがんでドアが開かなくならないように開放しましょう。

■家族などの安否確認

- 大声で家族などの安否確認を行いましょ



5分後(隣近所の助け合い)

■近所の方の安否確認

- 近所の方の安全と安否を確認しましょう。

■負傷者への応急救護

- できる限りの応急手当を施し、負傷者の手当てに努めましょう。

■火災の消火活動

- 近所の方と協力して初期消火活動を行いましょ



数時間後～(冷静に判断)

■家の被害を点検

- 家の被害を点検し、足元の片づけをしましょう。

■指定避難所での生活

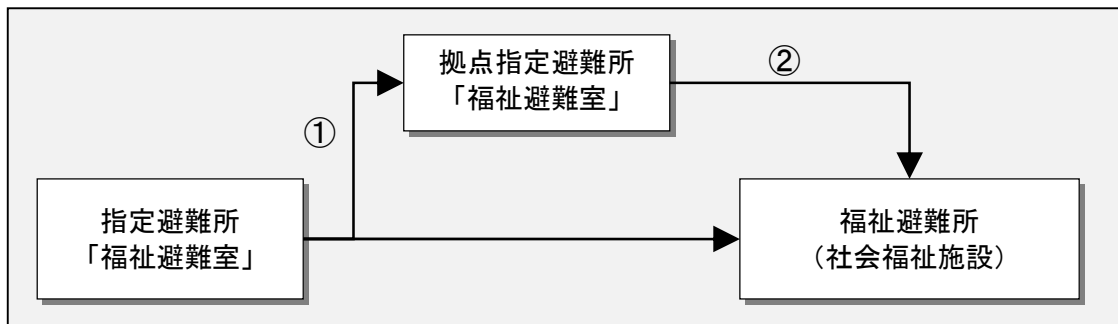
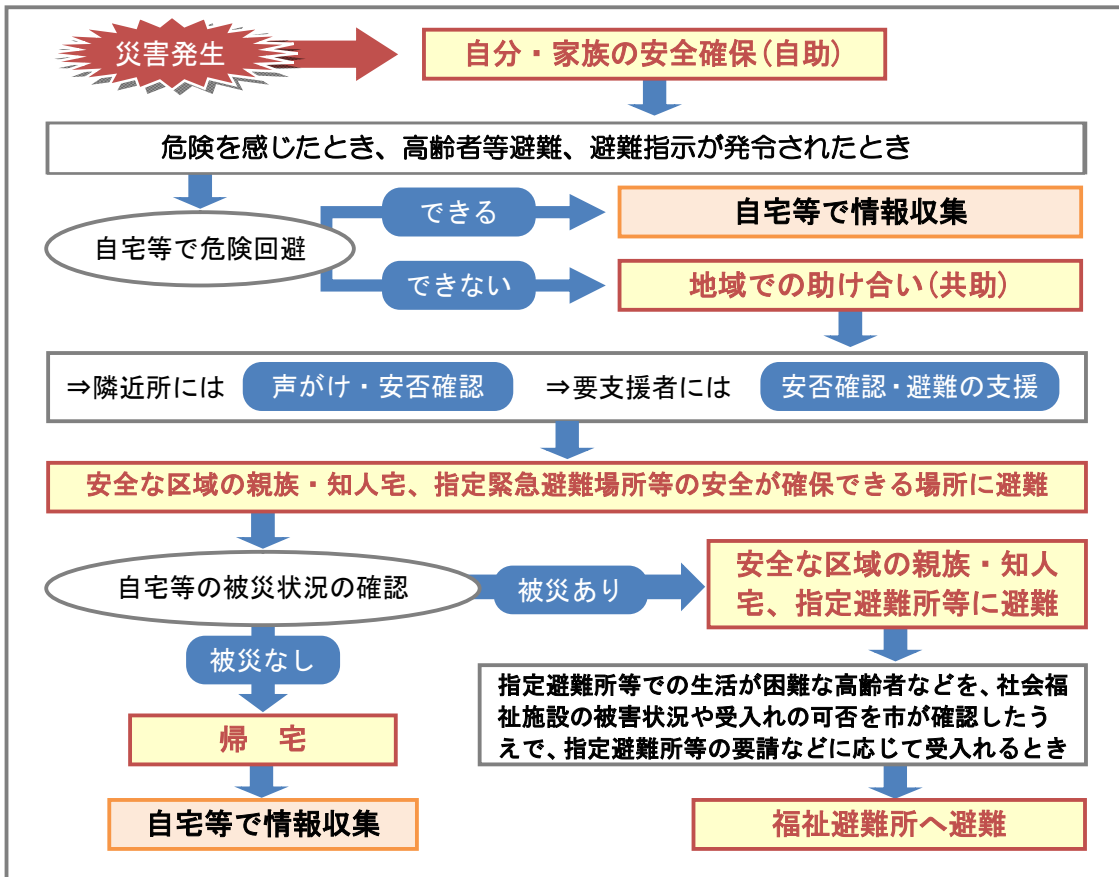
- 指定避難所での避難生活が始まります。ルールに従って運営に協力しましょ



4-2 避難者のとるべき避難行動

■避難行動

- 避難誘導は、現場にいる市職員、警察官、自主防災組織などが避難者と協力して行います。ただし、緊急の場合には、それぞれが身の安全を守るため、市からの指示を待たず各自の判断で避難してください。
- できるだけ自治会、自主防災組織などの集団で避難してください。また、高齢の方、障がいをお持ちの方、乳幼児をお連れの方などの避難誘導を優先させてください。



- ①: 指定避難所の福祉避難室で対応が困難な場合、要配慮者が必要とする支援の程度と福祉避難所の受入体制により、福祉避難所又は拠点指定避難所の福祉避難室へ移送します。
- ②: 拠点指定避難所の福祉避難室で受け入れた要配慮者は、福祉避難所の受入体制に応じて、福祉避難所へ移送します。

■避難所の区分と内容

- 市では、次の表のように、災害時における緊急の避難場所と一定期間滞在して避難生活をおくるための避難所を区別して指定しています。
- 次に示す地域の指定緊急避難場所や指定避難所、自主避難施設を確認しておき、緊急時には素早く避難できるようにしておきましょう。

避難所の区分と内容

区 分	内 容	指定主体
①指定緊急避難場所	・切迫した災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所	市
②指定避難所	・地震の場合、震度6弱で一斉開設する市指定の避難所 ・災害の危険性がなくなるまで滞在し、又は災害により家に戻れなくなった住民等が一定期間滞在する施設	市
③拠点指定避難所	・情報集約や医療救護、福祉等の機能を強化させた避難所 ・災害に対して地域の拠点として優先的に開設・運営する避難所で、市内10区域ごとに代表1施設を指定する。	市
④早期開設避難所 (風水害時)	・早期避難を希望する市民が滞在する避難所 ・台風接近時や洪水・土砂災害等の警戒時に開設・運営する避難所で、市内10区域ごとに代表1施設を指定する。	
⑤一次避難所 (風水害時)	・災害において住居が被災した市民が避難生活を送る避難所 ・市内に警戒レベル4避難指示の避難情報発令の可能性が高いとき、又は発令されたときに状況に応じて順次開設する。 早期開設避難所10箇所+市所管37施設を指定する。	
⑥二次避難所 (風水害時)	・災害において住居が被災した市民が避難生活を送る避難所 ・避難生活者が多く、一次避難所の収容人数を上回る場合に開設する避難所で、市内の高等学校を指定する。	
⑦臨時避難所	・多数の避難者の発生等により、指定避難所だけでは受入れが困難な場合、市所管施設であるが避難所として指定されていない臨時に開設する避難所	市
⑧自主避難施設 (自主避難場所)	・自主防災組織等の集合場所・活動拠点施設であり、指定緊急避難場所への避難の困難な避難者が、一時的に危険を回避するための施設 ・自主防災組織等と避難者が協力し、目視等の被害情報の収集、避難行動、地域の応急対応を実施する拠点	区 自治会等

4-3 避難時の心得

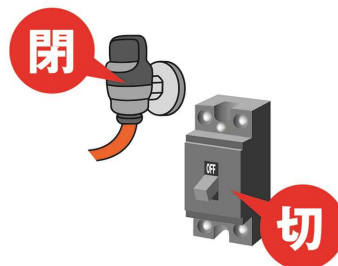
■正確な情報収集と自主避難

- テレビ、ラジオ、ホームページなどで最新の災害に関する情報、避難に関する情報を収集しましょう。



■避難前の安全確認

- 避難する前に、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓をしめ、避難先を確認しましょう。



■避難の呼びかけに注意

- 市などから避難の呼びかけがあった場合には、速やかに避難してください。「大丈夫だろう」と軽く考えずに避難することが大切です。



■速やかに避難

- 避難指示などは危険が迫ったときに発令されますので速やかに避難しましょう。
- 避難の際には消防、警察などの指示に従いましょう。



■動きやすい服装、2人以上での避難

- 避難するときにはできるだけ2人以上での行動を心がけましょう。
- 運動靴を履き、動きやすい服装にしましょう。

■避難支援が必要な方への手助け

- 避難するときは隣近所の方と協力して、高齢の方、障がいをお持ちの方、乳幼児などの無事を確認して避難の手助けをしましょう。



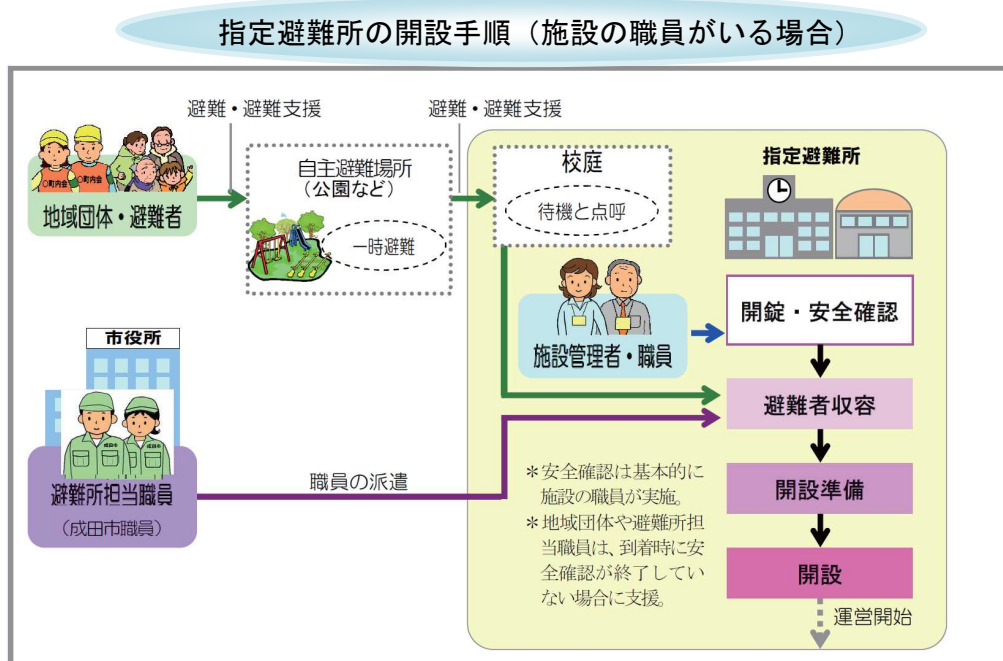
■ペットと同行避難

- 災害時にペットは必ずケージ等に入れて、同行避難をすることが原則です。避難所内では、ペットの管理（餌や排泄物の処理等）は飼い主の責任で行い、ペットを入れたケージ等は避難所の所定の場所に設置してください。

4-4 避難生活

■避難所の開設

- 避難指示などを発令したときは、避難所担当職員を派遣して施設管理者とともに避難所を開設します。
- 震度6弱以上の場合は、避難指示などの有無に係わらず、原則としてすべての指定避難所を開設します。また、震度6弱未満の場合でも、必要に応じて指定避難所を開設することがあります。



■避難者による避難所の自主運営

- 避難所の運営は、原則として自治会、自主防災組織を中心とした避難者による自主運営とします。
- 避難所の運営にあたっては、次頁に示すとおり「避難所運営委員会」を立ち上げ、組織的に運営します。
- 避難者のニーズは男女の違いがあるため、女性がリーダーシップを発揮しやすい体制を確立します。



■避難所での配慮事項

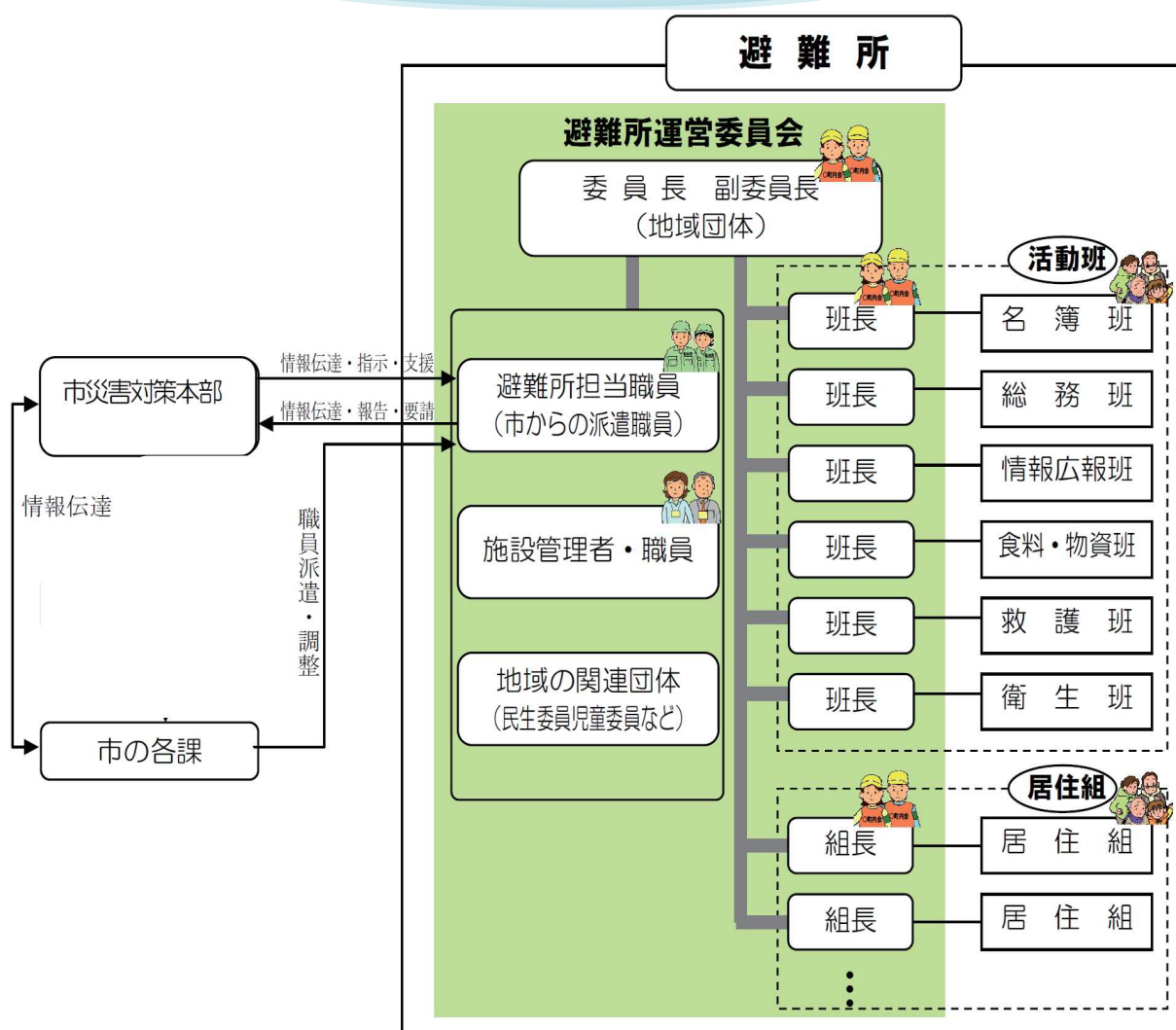
- 避難生活が長期にわたる場合もありますので、配慮が必要な方（高齢者・障がい者・妊産婦・外国人等）への対応、女性や子供への配慮、LGBT（性的少数者）への配慮、個人のプライバシーへの配慮、防犯対策、ペットへの対応※、心と体のケアなどを行います。

※ペットへの対応：飼い主の居住スペースとペットのスペースは別の場所になります。ペット用のケージ、餌、飲料水など飼い主の方の自己責任で対応することが原則です。

■避難所運営委員会

- 市では、大規模な災害が発生した場合に備えて、指定避難所ごとに、避難予定の自治会などの地域住民や施設管理者及び避難所担当職員による「避難所運営委員会」の設立を進めています。
- 平常時には、運営に必要な班編成や避難生活におけるルール、施設の利用方法等を取り決め、避難所の開設や避難生活に備えた訓練を行います。災害時には、平常時の訓練などの経験を活かし、自主的な避難所運営を円滑に行うことで、安心・安全な避難所の確保と避難者の混乱解消に努めます。

避難所運営委員会の組織図（例）



「活動班」とは
班長を中心に、避難所に必要な活動を実施する班で、地域団体や避難者で編成します。

「居住組」とは
避難スペースの単位で避難者を編成した組のことで、町内会単位などを基にして編成します。

- ※ 避難所運営委員会は、委員長、副委員長、活動班の班長、居住組の組長に、避難所担当職員、施設管理者・職員、地域の関連団体を加えて構成します。
- ※ 色付きの中の構成メンバーで運営会議を実施します。
- ※ 各班員・組員（避難者）には、班長・組長が伝達し連携しましょう。

資料：「成田市避難所運営マニュアル（活動編）」

4-5 食料・飲料水・生活必需品の供給

■食料の供給

- 発災直後は食料の調達が困難なため、十分な量が被災者に行き渡らないことが予想されますので、原則として家庭内備蓄の食料で対応をお願いします。
- 家庭内備蓄では不足する場合は、市の備蓄食料を供給します。また、必要に応じて、炊き出しを実施します。



■飲料水等の供給

- 生命維持に必要な飲料水や必要最小限の生活用水の確保と給水体制を整備し、災害時の給水を実施します。

■生活必需品の供給

- 災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な方を対象として、協定締結団体等との連携のもと被服や寝具、その他生活必需品を提供します。

4-6 生活支援

■建物の応急危険度判定

- 建物の応急危険度判定は、大規模な地震により被災した建物を調査し、その後に発生する余震などによる人命にかかわる二次的災害を防ぐことを目的に、被災した建物に対して応急危険度判定を実施します。
- その結果は、ステッカーで建物の見やすい場所に表示され、居住者や付近の方に対して、その建物の危険性を示します。ただし、この判定は罹災証明のための判定ではありません。

応急危険度判定結果

危険

UNSAFE

- ◆この建物は立ち入ることは危険です
- ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後に入ってください

建物名称
注記

管理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

災害対策本部 電話

応急危険度判定結果

要注意

LIMITED ENTRY

- ◆この建物に立ち入る場合は十分注意してください
- ◆応急的に修繕する場合は専門家に相談ください

建物名称
注記

管理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

災害対策本部 電話

応急危険度判定結果

調査済

INSPECTED

- ◆この建物の被害程度が小さいと考えられます
- ◆建物は使用可能です

建物名称
注記

管理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

災害対策本部 電話

■宅地の危険度判定

- 大規模な地震や液状化によって地盤に亀裂などが生じた宅地では、余震や大雨で地盤が崩れて、家屋が倒壊するおそれがあります。このような二次災害を防ぐため、宅地の危険度判定を実施します。
- 判定結果は、ステッカーで表示しますが、危険がある場合は、避難や危険区域への立入規制などの措置をとります。

被災宅地危険度判定結果	被災宅地危険度判定結果	被災宅地危険度判定結果
<h1>危険宅地</h1> <h2>UNSAFE</h2>	<h1>要注意宅地</h1> <h2>LIMITED ENTRY</h2>	<h1>調査済宅地</h1> <h2>INSPECTED</h2>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ この宅地に立ち入ることは危険です ◆ 立ち入る場合は専門家に相談して下さい ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ この宅地に入る場合は十分注意して下さい ◆ 応急的に補強する場合は専門家に相談して下さい ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ この宅地の被災度は小さいと考えられます ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています
注記： _____ _____	注記： _____ _____	注記： _____ _____
調査番号 判定日時 平成 年 月 日 午前・午後 時現在 電話() 災害対策本部 -	調査番号 判定日時 平成 年 月 日 午前・午後 時現在 電話() 災害対策本部 -	調査番号 判定日時 平成 年 月 日 午前・午後 時現在 電話() 災害対策本部 -

■罹災証明書の発行

- 大規模な災害により被災した方に対して、住家の被害認定調査に基づき、「罹災証明書」「罹災届出証明書」を発行します。
- 「罹災証明書」は、住家の被害程度を証明するもので、保険の手続きの請求などに必要とされます。

※罹災証明書：被害の実態を確認し、発行します。
 ※罹災届出証明書：申請者の届出により、届出があったことを証明する場合に発行します。

第3号様式		(整理番号)
罹 災 証 明 書		
世帯主住所		
世帯主氏名		
申請者	氏 名	続 柄
罹災原因	年 月 日の	
被災住家 [※] の所在地		
住家の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 半壊に等しい(一部壊壊)	
浸水区分		
<small>※住家とは、現実に居住(世帯が生活の基盤として日常的に使用していることを行う。)のために使用して</small>		
住家以外の被害		
上記のとおり、相違ないことを証明します。		
年 月 日		
成田市長 小泉 一成		

■応急仮設住宅の建設

- 被災した方の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の建設や公営住宅の空き家の活用、民間の賃貸住宅の借上げなど、応急的に住宅を確保します。

4-7 帰宅困難者対策

■むやみに移動せず、状況確認を

- 大規模な地震が発生した直後は、すぐに移動を開始すると火災や落下物等により負傷するおそれがあります。また、多くの人があふれ、道路に人があふれ、救急車などの緊急通行車両の妨げとなります。
- 災害時には、むやみに移動せず、帰宅は状況が落ち着いてからにしましょう。

■帰宅できなかった場合は一時滞在施設へ

- 買い物客や行楽客などの行き場のない帰宅困難者は、「一時滞在施設」で受け入れます。
- 「一時滞在施設」は、現在、次の施設を指定しています。
 - ・成田市文化芸術センター（花崎町 828-11）
 - ・重兵衛スポーツフィールド中台（中台運動公園）（中台 5-2）

■事業所などにおける施設内待機を

- 従業員などが施設内に一定期間待機するために、事業所は、飲料水・食料・燃料などをあらかじめ備蓄しておきましょう。また、施設内に留まれるように、日頃からオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止対策、ガラス飛散防止対策などに努めましょう。

■災害時帰宅支援ステーション等の活用

- ステッカーを提示しているコンビニ等で情報提供やトイレの提供等をうけることができます。



これらのステッカーが目印です！

～帰宅困難者心得10か条～

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| 1 あわてず騒がず、状況確認 | 6 事前に家族で話し合い（連絡手段・集合場所） |
| 2 携帯ラジオをポケットに | 7 安否確認、災害用伝言ダイヤル等や遠くの親戚 |
| 3 作っておこう帰宅地図 | 8 歩いて帰る訓練を |
| 4 ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ） | 9 季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオル等） |
| 5 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料） | 10 声を掛け合い、助け合い |

5 大雨や台風のはときは

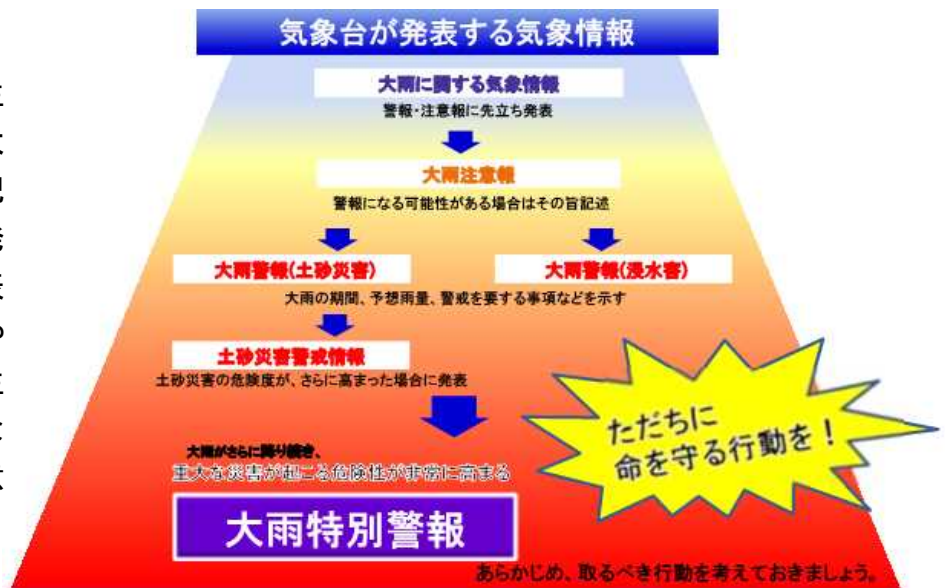
- 早めの避難などの行動をとることができるよう、時間を追って段階的に発表される「注意報」や「警報」などの防災気象情報を有効に活用しましょう。

5-1 防災気象情報

■ 気象台が発表する気象情報

- 気象台が発表する気象情報の流れは次のとおりです。ご自身で積極的に情報収集に努めてください。

- 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、土砂災害や浸水、小河川の洪水の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。



資料：気象庁ホームページ（大雨の場合のイメージ）

■ 雨の強さと降り方

- 雨の強さと降り方から被害の予想ができます。
- 雨の降り方に注意し、警報や避難指示が出る前でも、危険と判断すれば、避難などの準備をしたり事前に避難することも大切です。

1時間雨量 (mm)	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
	10 以上 ~20 未満	20 以上 ~30 未満	30 以上 ~50 未満	50 以上 ~80 未満	80 以上
状況					
イメージ	ザーザーと降る	どしゃ降り	バケツをひっくり返したように降る	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じずる

資料：気象庁ホームページ

5-2 避難者のとるべき避難行動

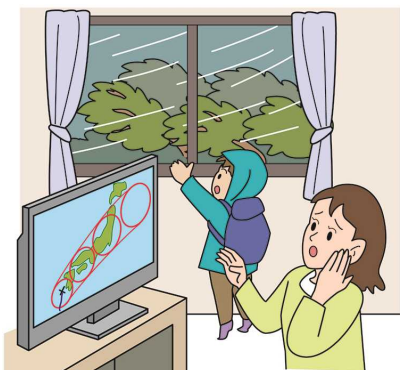
- 市では、雨量情報、河川の水位情報、水位上昇の予測値などにに基づき、次に示す避難情報を発令します。
- 避難情報は、なりたメール配信サービス、防災行政無線、広報車、テレビなどを通じて周知されます。

避難情報の種類	住民に求める行動
<p style="text-align: center;">高齢者等避難 (警戒レベル3)</p>	<p>① <u>避難に時間がかかる要配慮者（高齢者や障がいをお持ちの方等）</u>は危険な場所から避難をしましょう。 また、その中でも<u>災害時に自力で避難することが困難な、避難行動要支援者とその支援者</u>は安全に避難できる早めのタイミングで避難を開始しましょう。</p> <p>② その他の<u>早めの避難が望ましい場所の居住者等</u>は、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始しましょう。</p> <p>③ 特に、<u>突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や、急激な水位上昇のおそれがある河川沿い</u>では、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれます。</p>
<p style="text-align: center;">避難指示 (警戒レベル4)</p>	<p>① 予想される災害に対応した指定緊急避難場所等への速やかな避難を、<u>居住者全員</u>が完了しましょう。</p> <p>② <u>指定緊急避難場所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難</u>や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「<u>屋内安全確保</u>」（屋内のより安全な場所への移動）を行きましょう。</p>
<p style="text-align: center;">緊急安全確保 (警戒レベル5)</p>	<p>① 災害が発生、または、切迫しており、命が危険な状況です。<u>ただちに安全を確保する行動（2階等の高所や家の堅固な場所へ移動するなど）</u>をしてください。</p> <p>② 「<u>緊急安全確保</u>」の発令を待たないでください。「<u>避難指示</u>」までに全員が避難を完了してください。</p>

5-3 避難時の心得

■何よりも人命が第一

- あぶないと感じたら、その時点で自主的に避難しましょう。



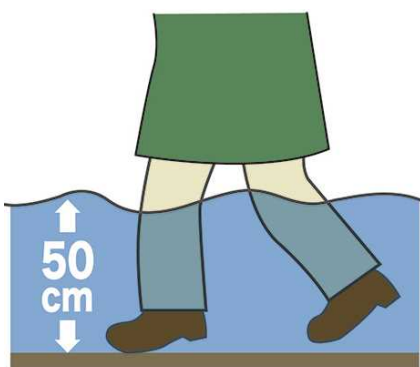
■水没した道は注意が必要

- 避難するときには側溝や水路に十分に注意しましょう。



■水深や流れに注意

- 大人が歩ける深さは約 50cm が目安です。水の流れが速い時は 50cm 以下でも歩行するのは危険です。



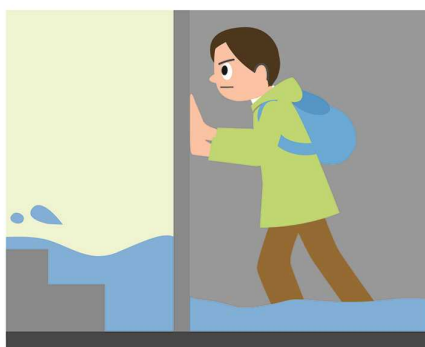
■土砂災害に注意が必要

- がけは大雨が降ると崩れるおそれがあるため、大雨時に近づくのは危険です。



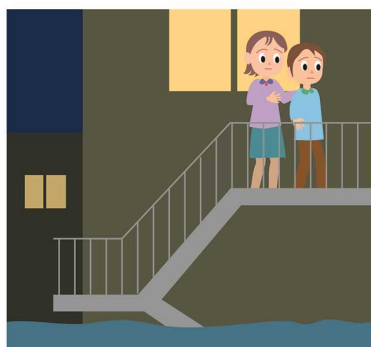
■地下施設の浸水に注意

- 冠水すると水が一気に地下施設へ流れこみ、水の圧力でドアが開かなくなることがあります。



■夜の避難

- 浸水時の暗い中での避難は日中よりも水路やマンホールの場所がわかりづらくなります。無理をせず、建物の2階以上に避難しましょう。



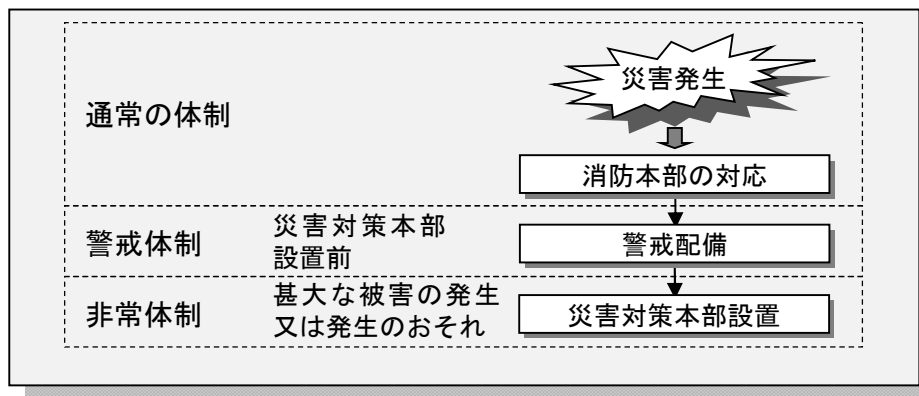
6

大規模な事故が発生したら

■大規模な事故への対応

- 多数の死傷者や生活に影響するような大規模な事故が発生したらその対応は、原則、第一に事故の原因者が行います。
- 市は、消防本部を中心に消火、救出、救急などを実施し、防災関係機関と連携して活動します。

市の活動体制フロー



- 大規模な事故は、次のものを対象とします。

大規模な事故	内容
航空機事故	航空機の墜落、炎上による多数の死傷者の発生 など
大規模火災	木造家屋を中心とした市街地延焼やホテルなどの高層建築物の火災の発生 など
林野火災	森林の火災、延焼 など
危険物等の事故	危険物施設の事故 など
鉄道事故	列車の衝突、脱線などによる死傷者の発生 など
道路事故	橋梁の落下、危険物積載車両からの危険物などの流出 など
放射性物質事故	遠隔地での原子力施設の事故 など
大規模停電事故	暴風雨を原因とする断線や電柱の倒壊による大規模停電 など

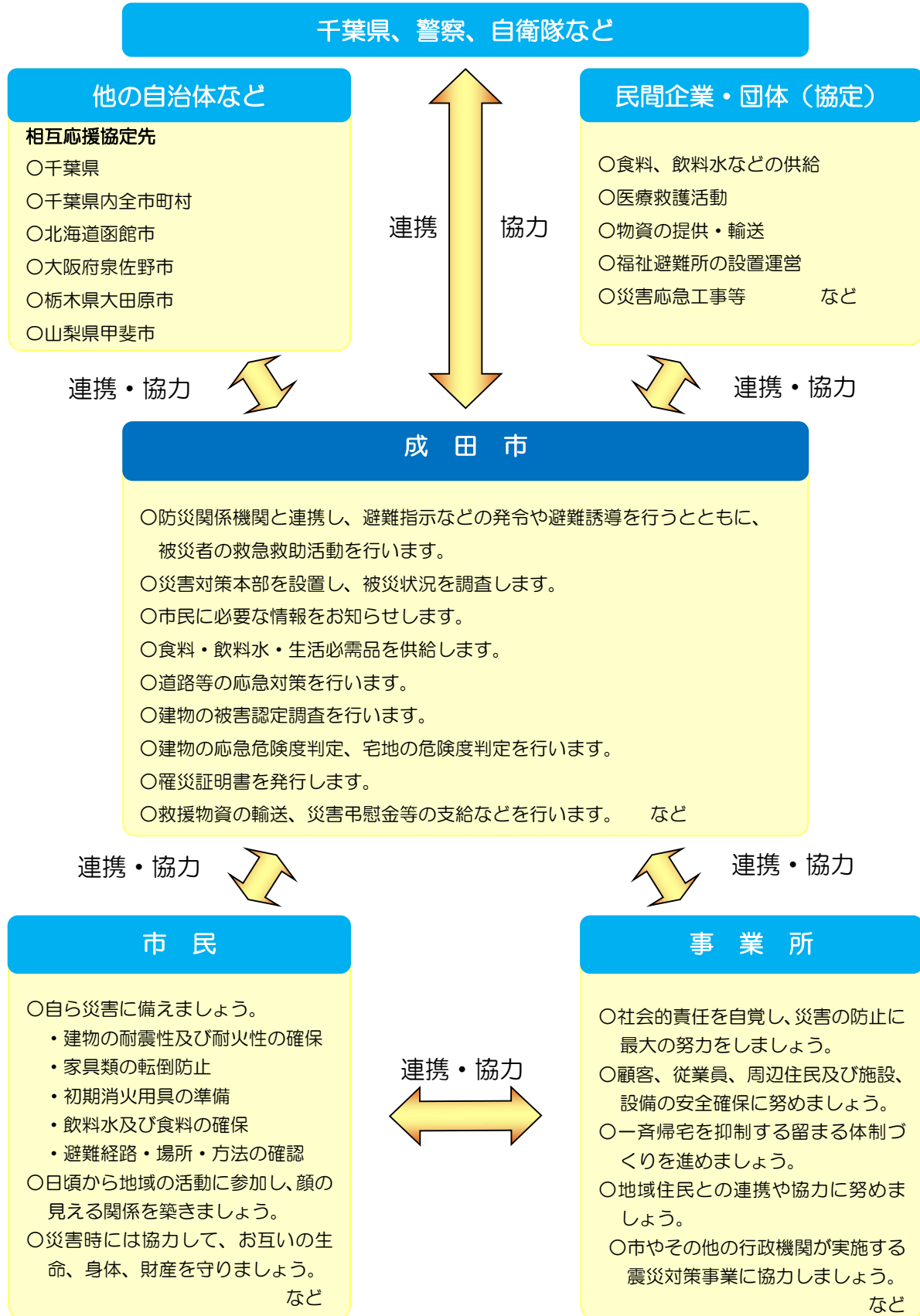


資料：糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書（平成 29 年 5 月）

7

参考資料

■ 防災関係機関等との連携・協力体制



■指定緊急避難場所・指定避難所の一覧

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所と重複
			洪水	崖崩れ	地震	大規模な火事	内水氾濫	
1	成田高等学校 (講堂兼体育館、グラウンド)	成田 27	—	○	○	○	—	○
2	成田小学校 (体育館・校庭)	幸町 948-1	○	○	○	○	○	○
3	成田国際文化会館	土屋 303	○	○	○	○	○	○
4	成田中学校 (体育館・校庭)	土屋 928-1	○	○	○	○	○	○
5	美郷台小学校 (体育館・校庭)	美郷台 2-19-1	○	○	○	○	○	○
6	印東体育館	船形 186-2	—	○	○	○	○	○
7	公津小学校 (体育館・校庭)	台方 851	○	○	○	○	○	○
8	平成小学校 (体育館・校庭)	飯仲 50-1	○	○	○	○	○	○
9	公津の杜小学校 (体育館・校庭)	公津の杜 3-2	○	○	○	○	○	○
10	公津の杜中学校 (体育館・校庭)	公津の杜 5-29	○	○	○	○	○	○
11	成田西陵高等学校 (体育館・屋外運動場)	松崎 20	○	○	○	○	○	○
12	八生小学校 (体育館・校庭)	松崎 1468	○	○	○	○	○	○
13	中郷ふるさと交流館 (体育館・グラウンド)	赤荻 1574	○	○	○	○	○	○
14	Ready To Flight! NARITA (グラウンド)	大室 680	○	○	○	○	○	—
15	久住体育館	幡谷 922-6	○	○	○	○	○	○
16	久住小学校 (体育館・校庭)	久住中央 3-12-1	○	○	○	○	○	○
17	久住中学校 (体育館・校庭)	久住中央 2-1	○	○	○	○	○	○
18	豊住ふれあい健康館 (体育館・グラウンド)	北羽鳥 1975-3	○	○	○	○	○	○
19	豊住小学校 (体育館・校庭)	北羽鳥 1985-2	○	○	○	○	○	○
20	遠山小学校 (体育館・校庭)	小菅 1411	○	○	○	○	○	○
21	遠山中学校 (体育館・校庭)	大清水 19	○	○	○	○	○	○
22	三里塚小学校 (体育館・校庭)	本三里塚 153-1	○	○	○	○	○	○
23	本城小学校 (体育館・校庭)	本城 178-1	○	○	○	○	○	○
24	十余三運動施設 (体育館・グラウンド)	十余三 27-3	○	○	○	○	○	○
25	中央公民館	赤坂 1-1-3	○	○	○	○	○	○
26	吾妻中学校 (体育館・校庭)	吾妻 1-24	○	○	○	○	○	○

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所と重複
			洪水	崖崩れ	地震	大規模な火事	内水氾濫	
27	吾妻小学校 (体育館・校庭)	吾妻 2-6	○	○	○	○	○	○
28	成田国際高等学校 (体育館・屋外運動場)	加良部 3-16	○	○	○	○	○	○
29	新山小学校 (体育館・校庭)	加良部 4-23	○	○	○	○	○	○
30	西中学校 (体育館・校庭)	加良部 5-11	○	○	○	○	○	○
31	加良部小学校 (体育館・校庭)	加良部 6-8	○	○	○	○	○	○
32	橋賀台小学校 (体育館・校庭)	橋賀台 3-4	○	○	○	○	○	○
33	玉造小学校 (体育館・校庭)	玉造 3-4	○	○	○	○	○	○
34	玉造中学校 (体育館・校庭)	玉造 3-7	○	○	○	○	○	○
35	成田北高等学校 (体育館・屋外運動場)	玉造 5-1	○	○	○	○	○	○
36	神宮寺小学校 (体育館・校庭)	玉造 5-28	○	○	○	○	○	○
37	中台小学校 (体育館・校庭)	中台 1-4	○	○	○	○	○	○
38	向台小学校 (体育館・校庭)	中台 3-6	○	○	○	○	○	○
39	中台中学校 (体育館・校庭)	中台 4-2	○	○	○	○	○	○
40	重兵衛スポーツフィールド 中台 (中台運動公園)	中台 5-2	○	○	○	○	○	○
41	滑河運動施設 (体育館・グラウンド)	滑川 1142	—	○	○	○	○	○
42	高岡運動施設 (体育館・グラウンド)	大和田 151	—	—	○	○	○	○
43	ネクスト名木小 (グラウンド)	名木 1050	○	○	○	○	○	—
44	旧小御門小学校 (グラウンド)	名古屋 1199	○	○	○	○	○	—
45	下総みどり学園 (体育館・校庭)	名古屋 1214	○	○	○	○	○	○
46	下総高等学校 (体育館・屋外運動場)	名古屋 247	○	○	○	○	○	○
47	下総運動公園 (野球場・運動広場)	高岡 1435	○	○	○	○	○	—
48	下総公民館	高岡 1435	○	○	○	○	○	○
49	大須賀運動施設 (体育館・グラウンド)	伊能 547	○	—	○	○	○	○
50	大栄みらい学園 (体育館・校庭)	伊能 125	○	○	○	○	○	○
51	旧桜田小学校 (体育館・グラウンド)	桜田 941	○	○	○	○	○	○

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所と重複
			洪水	崖崩れ	地震	大規模な火事	内水氾濫	
52	旧津富浦小学校 (体育館・グラウンド)	津富浦 1093	○	○	○	○	○	○
53	大栄 B&G 海洋センター	一坪田 388	○	○	○	○	○	○
54	大栄公民館	松子 393	○	○	○	○	○	○
55	前林運動施設 (体育館・グラウンド)	前林 430	○	○	○	○	○	○
56	旧川上小学校 (体育館・グラウンド)	多良貝 245-308	○	○	○	○	○	○

成田市地域防災計画

(概要版)

平成 29 年 12 月発行

令和 4 年 10 月改訂

成田市 総務部 危機管理課
〒286-8585 成田市花崎町 760 番地
0476-22-1111 (代表)
0476-20-1523 (直通)